●　南部事件の解説

中山和久弁護士著「混合組合と団結権」より引用

　1966年10月21日、自治労全道庁は人事院勧告の完全実施を要求する統一行動に参加し、始業時から一時間の時限ストライキをふくむ職場集会をおこなった。全道庁釧路総支部の書記長であった南部順一氏は、このストライキ実現のために活動したことを理由に北海道庁から四ヵ月間減給10分の１とする懲戒処分をうけた。

※　南部氏は道立釧路療養所に所属し、身分は技術吏員、職名はボイラー技士。

　南部氏は懲戒処分に対して、これを不当労働行為（労組法七条一号）であるとし、北海道地方労働委員会に救済を申し立てた。北海道地労委は、昭和48年7月21日、北海道にたいして右減給処分を取消し、処分がなかったものとして取扱わなければならないと命令。

　この命令は全道庁および総支部が、混合組合であることを認め「しかして、このようないわゆる混合組合も、その構成員の労働条件の維持改善を図ることを目的とする団体である点においては、労働組合としての性格を有するものである」とし、「ただ、その構成員のうち、単労（阿現業）以外の職員については、その職務の性質上労働組合法の適用が排除されているにすぎない」と明快に判断していた。したがって「混合組合に加入している単労については、労働組合法の適用があり、混合組合はこれら単労に関しては労働組合法上の労働組合として取扱うべきものであり、また……申立人は単労であるから、申立人の本件行為については、労働組合法に照らしてその請求を判断すべきものとする」。こうして、南部氏の行為は「まず、全道庁および総支部の構成員のうち単労の労働条件に係ることについては、労働組合法第７条第１号にいう『労働組合の行為』に該当するものであ」り、他方、全道庁、総支部の構成員のうち単労以外の一般職員のストライキを指揮した点では地公法37条１項の禁止規定にもかかわりがあるとする。

また、最高裁判所の東京中郵事件判決（昭和41年10月26日）の理論にしたがって労働基本権の制限は必要最小限度に止められるべきであるとする考え方から出発し、本件ストライキがやむをえないものであったこと、業務にも住民にも特段の障害、不利益を生じなかったことから、労働組合の正当な行為の範囲内にあり、本件懲戒処分は労働組合の正当な行為の故をもって不利益取扱いをした不当労働行為であるとして、取消しを命じた。

この「正当」性の判断基準については、最高裁判例の大逆転が昭和48年４月25日、全農林警職法事件判決でおこなわれていたので、本件命令は逆転最高裁判例に異を唱えるものとされることとなった。

この命令の取消を求めて札幌地裁に訴えた北海道の側の主張が、まずこの点、つまり、労働委員会は最高裁判例と異なる解釈を採用しうるか、について集中したのは、このような背景にもとづいていた。原告北海道、被告北海道地方労働委員会、参加人南部順一のこの事件は、昭和52年３月31日に、「原告の各請求を棄却する」ものであって、北海道地方労働委員会の命令が維持された。事実認定は労働委員会とほぼ同一であった。ただ釧路総支部の組織人員が約880名、うち現業が90名余であったことが付け加えられていることが、本稿の主題との関係で注目される。つまり、総支部の中で現業は約一割を占めるにすぎなかったのである。

　判決は労委命令の理論のほとんどすべてを支持した。最高裁の判例変更についても、地労委は独立してその権限を行使することになっているので、最高裁判例を事実上尊重すべきは当然としても、直接これに何らかの法的拘束力が及ぶものではない。本件争議行為がやむをえないもので、違法性が強いものとも認められないと判断して、昭和48年４月25日最高裁判決が現業に関するものではないことを強調しながら命令の結論を支持していた。

　北海道はこの判決を不満として札幌高裁に控訴した。その論点は第一審の場合とほとんど向一であった。

　札幌高裁は昭和56年９月29日、原判決取消、北海道地労委命令を取消す旨の判決をおこなった。そして北海道地労委はこの判決にたいする上告を取り下げたので、この判決は確定し、したがって南部氏にたいする減給四ヵ月の処分は有効とされた。

　高裁が逆転判決をおこなったのは、公務員の争議行為をめぐる最高裁判例の逆転に対応していた。つまり、北海道地労委が東京中郵事件判決における最高裁の労働基本権制限は必要最小限度においてのみ認めるとする理論を踏襲し、札幌地裁判決も、実質的にはこの理論の延長線上にあったのに対して、この札幌高裁判決は全農林警職法事件判決以降の逆転判決の理論を受け入れ、「職務の公共性」、「地位の特殊性」からみて「地方住民全体ないし国民全体の共同利益を保障する見地から」労働基本権制限をやむをえないものとする立場をとり、限定解釈を排除した。

　だが、高裁判決は、南部氏の行為が「労働組合の正当な行為」でないとはするものの、「労働組合の行為」であることは承認した。判決はまず地公労法付則四項の改正の背景をILO87号条約批准との関連においてとらえ、現業が地公法の不利益処分不服申立制度の枠外におかれていることから、職員団体に加盟した現業は労組法上の救済も、地公法上の救済も申立てることができない「極めて不都合な結果を招来することは明らかである」とする。「本来、一般職の地方公務員も憲法28条にいう『勤労者』であることに変りはなく、かかる公務員によって組織された混合組合も……実質上労働組合としての性格を有するのであり、唯単労以外の一般職の地方公務員については、その職務の性質に鑑み、例外として労働組合法の適用が一般的に排除されているに過ぎない」。

職員団体であることを選択したから不利益はやむを得ないとする主張にたいしては、現業は「比較的数が少なく、各所に散在して勤務するのが実情であって、単労のみが独自に労働組合を結成することは事実上困難があるばかりでなく、団結の影響力からしても十分でない場合が多く、しかも通常その労働条件は他の一般職の地方公務員と同一時期に、ほぼこれに準ずるものとして決定されるのが一般的であることから、混合組合の形態を取るのが常態となっている」。こうした事実をふまえて考えれば、現業が「独自に労働組合を組織しない限り、不当労働行為の救済を受けられないとすることは、かえって組合活動及び労働者を擁護しようとする不当労働行為救済制度の趣旨に惇る結果になるものと考えられる」。「法が単労に職員団体への加入を認めている以上、たまたま労働組合を組織していないことの一事をもって、救済制度に決定的な差異、不均衡の生ずることになる結果を容認することは、前記条約（87号条約をさす－中山）の趣旨に照らしても正当とは思われない」。したがって現業が当該職員団体の中でかりに少数にすぎなくても、救済申立を資格を有すると解するのが相当である、とした。